事務局長
選挙係長
係員

延岡市ホームページへのリンク貼り付けについて

次の国政選挙から、インターネットを使った選挙運動が、出来るようになります。そのことを広く周知することが総務省より求められており、総務省ホームページへのリンクを貼ることも承諾されています。

よって、市民により詳しく新しい前述に関する情報を提供するため、別紙のとおりリンクを貼ることにご承諾お願いいたします。

延岡市選挙管理委員会事務局　　担当　川﨑

経営政策課長
課長補佐
~~政策推進係長~~
広報広聴係長
~~市民協働係長~~
課員

上記のとおり
依頼がありましたので
別紙のリンクを行います。

インターネット選挙運動解禁

掲載日：2013年5月24日

インターネットを使った選挙運動ができるようになります。

政党や候補者のホームページやブログなどで政策を確認し、投票の参考にしましょう！！

■選挙運動とは・・・特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として投票を呼びかけたりする行為のこと

■選挙運動ができる人・・・有権者　*未成年者はできません。

■期間・・・選挙の公示・告示日から投票日の前日まで

■手段・・・ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等

■表示義務・・・選挙運動用ウェブサイトには、電子メールアドレス、返信用フォームのURL、ツイッターのユーザー名などインターネットを利用して連絡する際に必要となる情報の表示が必要です。

<電子メールについての注意>

1.政党や候補者へ誹謗中傷のメールを送信してはいけません。

2.政党や候補者以外の人が、選挙運動用のメールを送信することはできません。

3.候補者から来たメルマガ等を転送することもできません。

※誹謗中傷やなりすまし等は処罰の対象となります。

詳しくは総務省のホームページをご覧ください。（下記URLをクリックしてください。↓）

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

大事な投票、忘れずに！

明るい選挙のイメージキャラクター

「選挙のめいすいくん」

担当課	議会・行政委員会等 選挙管理委員会事務局
住所	南別館1階（882-0822 延岡市南町2丁目1番地8）
電話番号	0982-22-7026
FAX	0982-33-0128
メールアドレス	senkan@city.nobeoka.miyazaki.jp

リンク先

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

選挙・政治資金

印刷ができませんでした。

簡易な説明資料（チラシ）はこちら

あらまし 今回の改正法のあらましです。

PDFをダウンロード

概 要 改正法のより詳しい説明資料です。

▶ 詳細を見る　PDFをダウンロード

チラシ チラシ形式（表裏2ページ）の簡易な説明資料です。

PDFをダウンロード

法 律

PDFをダウンロード

新旧対照表

PDFをダウンロード

施行通知

PDFをダウンロード

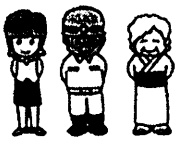

国会に議席を持つ各党の代表者で構成する「インターネット選挙運動等に関する各党協議会」において、今回の改正法の解釈や適用関係などについて整理されたものです。
今後も同協議会で議論が行われ、政府とも調整しながら内容の充実を図っていくこととされています。

第一版（平成25年4月26日）

PDFをダウンロード

インターネット選挙運動特集ページ

インターネット選挙運動や啓発動画コンテストの情報を掲載しています。

プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン別冊「公職の候補者等に係る特例」に関する対応手引き

通信関連団体や著作権・商標権関連の団体等で構成するプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会により、プロバイダやサイト管理者向けの対応の参考として作成された手引きです。

チラシ形式（表裏2ページ）の簡易な説明資料です。
「画像を拡大する」ボタンをクリックすると拡大表示されます。

画像を拡大する

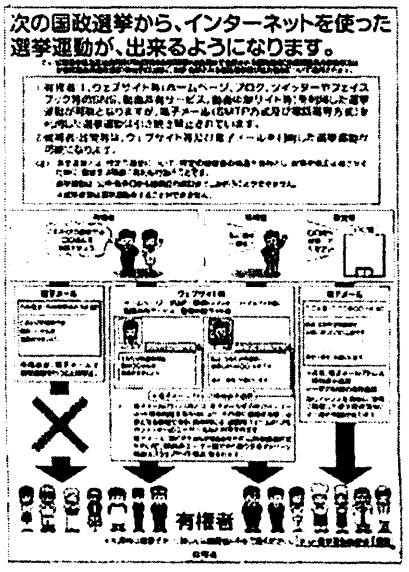

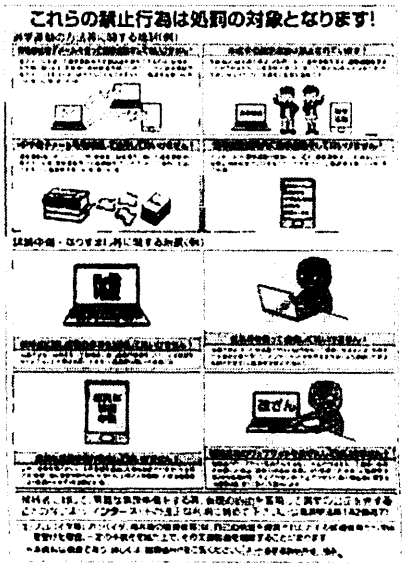

ページトップへ戻る

もどる
明るい選挙の推進
すすむ
なるほど!選挙のトップ

総務省 Copyright © 2009 Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.